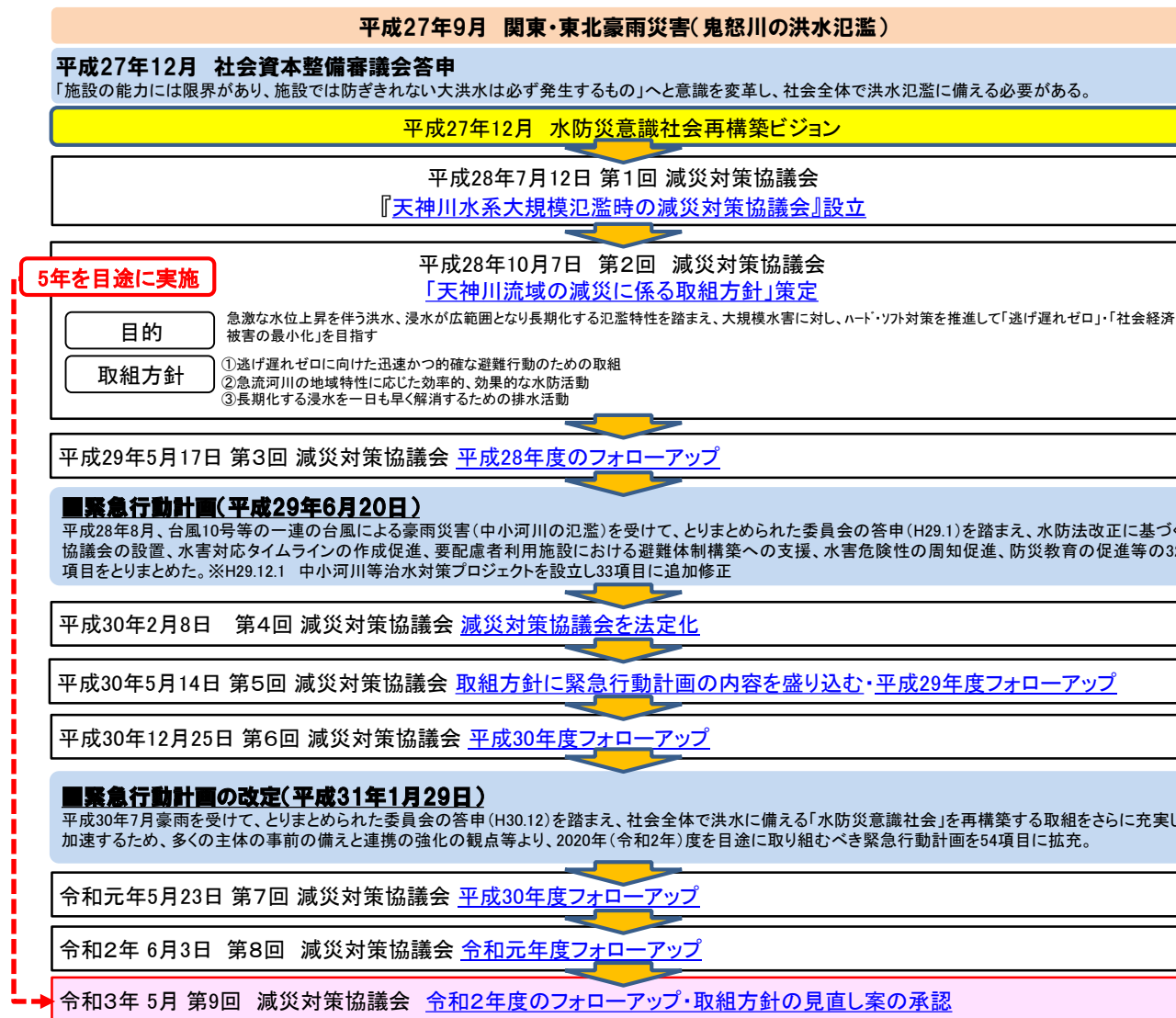


今後5か年の取組方針（案）の見直しについて

天神川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

取組方針の見直しの背景

- 令和2年度に、取組方針策定時の当初対象期間とした概ね5年が経過した。
- 天神川においては、多くの取組項目が完了しているが、緊急行動計画の改定の項目のうち、一部、未完了の項目や継続して実施すべき避難訓練等の項目が存在する。
- 現在までの取組状況や水防災に係る近年の動向を踏まえて、概ね5年（令和3年～7年度）に実施する取組を設定する。



令和2年4月30日付け国水計調第1号、国水情第4号、国水環保第2号「**「大規模氾濫減災協議会」の運用について**」に基づき、令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行うこととする。

見直しにあたっての基本方針

地域の取組方針の改定にあたっては、緊急行動計画の取組項目のうち、平成31年3月29日付け水政課長他通知「**水防法第15条の9及び第15条の10条に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用についての『7. 協議会の取組内容』に記載されている取組内容**に対して完了しているか継続すべきかを判断する。

- 上記文書『「大規模氾濫減災協議会」の運用』の『7. 協議会の取組内容』に記載されている取組内容に関しては、担当される水系の今後の5年間の取組に加えることを基本として、記載しない場合は記載しない理由を整理するものとする。
 - 特に、取り組みが進んでいない項目については、目標を定め積極的に記載するものとする。
- (例) 水害危険性の周知、水害実績等の周知、ハザードマップ、要配慮者避難確保計画、防災教育(特にマイ・タイムライン)、まるごとまちごとハザードマップなど

今後5か年の取組方針の見直しについて

水防災に係る近年の動向を踏まえて、取組方針で変更・追加する項目を以下のとおりに設定

取組方針	見直し理由	緊急行動計画No
<p>■ 避難行動に資する基盤等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難の目安となる目標物等のリアルタイム映像（河川監視用カメラ）の提供設備の整備及び夜間監視のための検討 	今後、夜間監視が可能な河川監視カメラへの改修を検討するため、一部文言を修正	25
<p>■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図に基づく水害ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・自主防災組織への配布やまるとまちごとハザードマップによる災害リスクの現地表示の実施 	災害リスクの現地表示の拡大を推進するために「まるとまちごとハザードマップ」を追記	19
<p>■ 避難の円滑化・迅速化を図るための取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認 	これまでも実施している取組だが、取組方針に明記することとして追記（これまでは避難勧告着目型タイムラインの更新の中でホットラインの確認も兼ねていたが、避難勧告着目型タイムラインの内容が多機関連携タイムラインに統合されたため、ホットラインの項目を新たに追加）	2,3
<ul style="list-style-type: none"> 多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期明けの振り返り検討会を踏まえた見直し 	令和2年度に多機関連携型タイムラインを作成し、今後も運用及び見直しを実施していくことから、新たに追加	4
<ul style="list-style-type: none"> 水害ハザードマップを活用した訓練の実施やマイ・タイムラインの作成促進 	水防災に係る近年の動向を踏まえて、自宅や周辺の水害リスクを把握し、避難先の把握、避難に向けた行動などを理解し、一人でも適切に避難ができるようにするために新規追加（※令和5年度までに全小中学校、自治会においても、マイ・タイムラインの作成支援）	23
<ul style="list-style-type: none"> ダム事前放流の実施 	令和2年度に治水協定が締結されたことを踏まえて追加	10
<ul style="list-style-type: none"> 民間企業による水害対応版BCP策定を促進するための支援 	水防災に係る近年の動向を踏まえて、民間企業による水害対応版BCP策定を推進するために、新たに追加	36

今後5か年の取組方針の見直しについて

水防災に係る近年の動向を踏まえて、取組方針で変更・追加する項目を以下のとおりに設定

取組方針	見直し理由	緊急行動 計画No
<p>■ 防災教育（学習）や防災知識の普及</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 天神川水系の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充のために、教育関係者等と連携して作成した指導計画及び地域の特性を踏まえて作成した教材を活用した支援を実施 	<p>これまでも実施している取組であるが、作成した教材等を活用した支援をする段階であることから一部文言を修正</p>	20
<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織（自治会等）を対象とした防災知識の普及及び防災マップの作成支援の拡充、ダムや堤防等の施設の機能等に関する住民への説明会や情報提供を定期的に実施 	<p>これまでも実施している取組だが、引き続き、ダムや堤防施設等の機能に関する住民への説明や避難訓練の参加を促進するために一部追記</p>	9
<p>■ 避難を促す状況情報の提供</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクラインの活用促進のための周知 	<p>水害リスクライン等のWebサイトや危機管理型水位計、簡易型監視カメラ等の情報の積極的な活用を目指し、SNS、メディア等を通じて、地域住民に周知促進を図るために一部追記</p>	6,8,25
<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等へのプッシュ型の洪水情報発信やSNS、QRコード等を活用したより分かりやすい防災情報の提供 		

※上記の他、「避難勧告」を「避難指示」へ修正等の軽微な文言の修正も実施